西宮市肝炎ウイルス検診実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 及び健康増進法施行規則（平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 に基づく健康増進事業として、肝炎ウイルス検診を実施し、肝炎ウイルスの早期発見を図り、健康の保持増進に資することを目的とする。

（対象者）

第2条　西宮市民で、次のいずれかの条件に該当する者とする。ただし、既に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者は除く。

（1）40 歳になる者（当該年度）

（2）41 歳（年度年齢）以上で、肝炎ウイルス検診の受診機会を逃した者。

（実施機関）

第３条　市が委託する医療機関（以下「委託医」という。）および検診機関において実施する。

（検診内容）

第4条　検査項目は、健康増進事業実施要領に基づき次のとおりとする。

（1）問診

過去の肝機能異常歴の有無、C型及びB型肝炎の既往・現病歴などについて聴取するとともに、肝炎ウイルス検診実施について、受診者本人の同意を得ることとする。

（2）C型肝炎ウイルス検査

①HCV 抗体の検出…HCV 抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法により実施する。

②HCV 抗体検査‥HCV 抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に分類できる測定方法で実施する。

③HCV 核酸増幅検査…HCV 抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対し、定性的な判断のできる検査方法で実施する。なお、HCV 核酸増幅検査用の血液は、別の採血管に採取しておく。

（3）B型肝炎ウイルス検査

HBs 抗原検査‥定量的な測定の出来る検査方法を用いて実施する。

（検査結果判定）

第5条　C型肝炎ウイルス検査及びHBs 抗原検査の結果については、次のとおり判定する。

（1）C 型肝炎ウイルス検査

①HCV抗体の検出

・ 陰性‥「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」

＊陽性者‥HCV 抗体検査を実施する。

②HCV抗体検査

・ 陰性‥「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」
・ 高力価‥‥「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」
＊中・低力価‥HCV 核酸増幅検査を実施する。

③HCV核酸増幅検査
・ 陰性‥「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」
・ 陽性‥「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」

(2)B 型肝炎ウイルス検査
HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の判定をする。

（検診の委託）
第6条　西宮市は、前条の検査内容・結果判定、結果通知及び事後指導、報告等を検診実施機関、委託医、委託検査機関等に委託する。
2 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

（検診費用）
第7条　肝炎ウイルス検診の自己負担金として、集団検診　700円、個別検診1，200円を検診当日に実施機関で徴収する。ただし、次の各号に該当する者は、自己負担金を徴収しないものとし、個別検診の場合には、下記の（２）（３）については、受診前に市に申請し、「無料受診票」の交付を受けた後に受診するものとする。

（１）当該年度７０歳以上の者
（２）生活保護法第１１条第１項に規定する保護を受けている者
（３）市県民税非課税世帯に属する者

（結果通知及び事後指導）
第8条　C型肝炎ウイルス検査において、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者及びHBs抗原検査において、「陽性」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨する。
2 検診結果の通知については、受診者に速やかに知らせる。
3 市は、精密検査を要する者の受診状況並びに受診結果を把握するとともに、未受診者に対して受診の勧奨に努める。

（精密検査等の費用）
第9条　精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

（検診の周知）
第 10 条　市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。

（記録の整備及び秘密の保持）

第 11 条　検診の記録は、氏名、生年月日、性別、住所、C 型肝炎等に関連する既往歴・受診状況・過去の検診歴、検診結果、精密検査結果などを記録する。

2　この要綱による肝炎ウイルス検診の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（規定外事項）

第 12 条　この要綱の定めのない事項については、市長がこれを定めるものとする。

付　則

（施行期日）

この要綱は、平成 15 年4月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年4月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年4月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 20 年4月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 23 年4月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 25 年4月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年4月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。